

特別基準の検査方法
JWWA B 116 水道用ポリエチレン管金属継手
JWWA-H716

第5版：2025年3月18日改正

公益社団法人 日本水道協会 品質認証業務

改正履歴

項目	版番号	頁	年月日	作成者 品質管理課	審査 品質管理課長	承認 管理責任者	主な改正事項
制定	0	全	H9.4.15	矢部	田崎	山田	制定
改正	1		H23.4.12	加藤	仙波	久保田	
改正	2		H24.11.12	木村	仙波	久保田	
改正	3		H25.1.30	木村	仙波	久保田	
改正	4		H25.10.10	波田野	仙波	加藤	
改正	5	全	2025.3.18	伊東	波田野	遠藤	定期見直しに伴う改正

項目	検査方法	摘要
検査基準	<p>水道用ポリエチレン管金属継手（JWWA B 116）による。</p> <p>判定基準 検査の判定は、当該規格，特別基準の検査方法及び別表〔不適合の階級別欠点及び判定基準〕による。</p>	
製品検査	<p>製品検査 製品検査は、規格 11.1 の検査について行う。</p>	
（材料検査）	<p>材料検査 規格 11.1 e)の材料は、継手の材料について、認証図面どおりであることを製造業者の成績書，又はその他の方法によって確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 胴 2. その他 	登録番号ごとに1個行う
（胴の耐圧性検査）	<p>胴の耐圧性検査 規格 11.1 a)の胴の耐圧性は、規格 9.4 の胴の耐圧試験によって行い、漏れ，変形，破損，にじみ，その他の異常の有無を調べる。</p> <p>試験方法 胴の両端を適切な方法で封じ，内部に 2.5MPa の静水圧を加え，2 分間保持する。</p>	1 ロットから呼び径別に 1 個抜き取って行う
（胴の気密性検査）	<p>胴の気密性検査 規格 11.1 b)の胴の気密性は、規格 9.5 の胴の気密試験によって行い，漏れ，その他の異常の有無を調べる。</p> <p>試験方法 胴の両端を適切な方法で封じ，内部に 0.6MPa の空気圧を加え，5 秒間保持する。</p>	付表 5-1(致命)
（構造，形状及び寸法検査）	<p>構造，形状及び寸法検査 規格 11.1 c)の構造，形状及び寸法は，規格 6.1 の構造及び形状，規格 6.2 及び 6.3 の継手接合部及び種類別の寸法について，規格表 5，表 7～21 及び認証図面どおりであることを調べる。</p>	付表 5-4(重)

項目	検査方法	摘要
	<p>測定器具 寸法検査は、JIS B 7502（マイクロメータ）、JIS B 7507（ノギス）、JIS B 0253（管用テーパねじゲージ）及びJIS B 0254（管用平行ねじゲージ（B級ねじ））、又はこれと同等以上の精度を有するものを用いて測定する。</p>	
(外観検査)	<p>外観検査 規格 11.1 d)の外観は、規格箇条 7 について、目視によって行い、内外面が滑らかで、鑄巣、ひび、著しいきずなど使用上有害な欠点がないことを調べる。</p>	<p>付表 5-2(重) 付表 5-3(軽)</p>
浸出検査	<p>浸出検査 規格 11.2 の浸出検査は、規格 9.9 の試験方法によって行い、規格附属書 A 表 A.1 及び規格附属書 A 表 A.2 の規定に適合していることを調べる。</p> <p>ただし、鉛レス青銅鑄物の成分で鉛の代わりにビスマスを使用した場合、ビスマスについても試験を行い、0.05mg/L 以下であることを調べる。</p>	<p>品質変更の都度</p> <p>ビスマスの浸出検査は当分の間適用除外とする</p>
表示検査	<p>表示検査 規格 11.1 f)表示は、規格箇条 13 の表示及び品質認証業務規則に定める項目について、次の各項が鑄出し又は容易に消えない方法で明示されていることを調べる。</p> <p>ただし、a)及びc)については、最小包装ごとに表示してもよい。</p> <p>a))(の記号</p> <p>b) 呼び径</p> <p>c) 製造年又はその略号</p> <p>d) 認証取得者名又はその略号</p> <p>e) 品質確認実施工場名若しくは製造工場が識別できる表示</p> <p>f) 具備している性能項目が識別できる表示（規格番号）又は認証登録番号</p> <p>注 1 d), e)の表示について、センターに届出されたとおりの表示をしていることを調べる。</p> <p>注 2 e)の表示について、センター及び認証取得者が識別できればよい。</p> <p>注 3 f)の表示については、包装等でもよい。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この検査方法は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。</p>	<p>付表 5-3(軽)</p>

項目	検査方法	摘要
	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この検査方法は、平成 23 年 5 月 1 日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この検査方法は、平成 24 年 11 月 12 日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この検査方法は、平成 25 年 2 月 1 日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この検査方法は、平成 25 年 11 月 1 日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この検査方法は、2025 年 4 月 1 日から実施する。</p>	

別表

不適合の階級別欠点及び判定基準

不適合の階級	検査項目	欠点の種類	判定基準
致命	胴の気密	漏れ, その他の異常	あるもの
重	形状・寸法	認証図面との相違 胴の受口の各部寸法 L, H 寸法 厚さ 接続部ねじ	認証図面どおりでないもの 許容差の範囲を超えるもの 許容差の範囲を超えるもの 許容差の範囲を超えるもの JIS B 0253 (管用テーパねじゲージ) 及び JIS B 0254 (管用平行ねじゲージ) の B 級ねじ用に適合しないもの
	外観	鑄巣, ひび, 著しいきず	あるもの
軽	外観	鑄ばり	使用上有害なもの
	表示	誤表示 無表示	間違っているもの 表示のないもの, 抜けているもの
胴の耐圧性		漏れ, 変形, 破損, にじみその他の異常	あるもの
材料			認証図面と異なるもの